

平成25年6月4日

嬉野市議会議長 太田 重喜 様

議会広報編集特別委員会  
委員長 小田寛之

### 議会広報編集特別委員会報告書

平成25年3月議会において付託された下記事件の調査結果を、嬉野市議会会議規則第107条の規定により報告する。

付託事件名 議会広報の編集発行に係る調査について

#### 調査理由

当市議会では、議会への市民の理解と関心を得るため、その活動の一つとして議会だよりを編集発行している。今後も継続し、より一層議会のことを「市民に伝えることができる広報誌」を発行する必要があることから、広報編集の研修会に参加した。

#### 研修会の概要

第22回 市町村議会議員研修会 企画：自治体問題研究所  
主催：(株)自治体研究社

5月16日～17日

滋賀県大津市 ピアザ淡海

講師 芳野政明氏

(広報コンサルタント・社団法人埼玉県コミュニティセンター理事長)

講義内容 住民に“議会が見える”広報活動を

#### 主な講義内容

- ◆ 議会広報が自治体情報の主役になる時代

—政策情報の中心的担い手として—

- ① 議会広報の基本と特徴
- ② 議会報の変遷と現状・課題
- ③ 議会改革と広報改革は一体
- ④ 議会広報のテーマ
- ⑤ その他

◆ 地方自治体の「議会広報」とは

2ルート(行政広報・議会広報)から住民との情報共有が図られる。

◆ 行政広報にはできない重要な役割

—自治体「政治」の透明性と、議会を住民に近づける—

- ① 審議内容と議会活動を広報（議事機能）
- ② 執行機関への監視・チェック事項を広報（監視機能）
- ③ 政策や条例の提案内容を広報（調査・政策提案機能）
- ④ 地域の多様な意見・論点を整理・公開（合議制の機関＝争点を提起）
- ⑤ 議員の賛否公表（議決機関、議会の透明性、説明責任）

◆ 「伝える広報」から「伝わる広報」へ

—“議会が見える”編集技術—

- ① 読者を主人公にした編集で読みたくなる議会報とは
- ② 企画とページの流れ
- ③ 各頁の見せ方 表紙、巻頭企画
- ④ 予算、決算、一般質問の編集
- ⑤ 記事・見出し、レイアウト
- ⑥ その他

委員会の意見

町村議会では全国町村議会広報コンクールが開催されている。また、議長会主催の議会広報研修会も全国及び都道府県で定期的で開催されている。残念ながら市議会では開催されていないが、今回は、民間の主催ではあるが市町村議会議員研修会の中で珍しく議会広報の講義が行われたので参加することとなった。

講義では、発行する意義、また、構成や記事の書き方、表記方法等々の説明・

指導があったが、概ね本市議会の編集状況と一致するものと感じた。講師の芳野政明氏は全国町村議会広報コンクールの審査員も務められている。参加するに当たって、先に参加者が所属する議会の広報誌を提出する必要があり、講義中に各議会の広報誌の講評も頂いた。本市議会の議会だよりで特に評価された部分、また、改善が必要と指摘された部分は以下の通りである。

【評価された部分】※一般質問のみ講評があった。

- ・ レイアウト
- ・ 見出しが質問のみではなく答弁も入っている。
- ・ 見出しの頭文字の1字が大きく強調されている。
- ・ 顔写真及び記事が関連した写真がある。

【改善が必要と指摘された部分】

- ・ 「委員会レポート」の見出しの文字が大きすぎる。

講義中、表紙写真に関する説明で以下の方法を使うとより効果的だとの提案があった。

- ・ 会期中の課題になった政策に係る写真を使う
- ・ 写真とリンクした記事を終面などに掲載する。

本市議会の広報誌では季節が感じられる写真を掲載しているが、今後は加えて、政策、記事の内容にリンクする写真を掲載できるよう努力が必要であると感じられた。

終わりに、嬉野市の情報を市民が得るには、執行機関の行政広報と議事機関の議会広報と2ルートがある。行政広報では政策・計画の執行に関する広報が行われるが、二元代表制である地方自治体での議会広報の役割は政策決定までの形成過程を伝えることである。そのように、議会としての情報発信が重要であることから、今後とも、この研修会に参加し得たものを糧に「伝わる広報誌」を発行しなければならない。